

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 大学等連携推進評議会運営規則

(令和2年9月25日理事会決議)

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人 大学アライアンスやまなし（以下「本法人」という。）定款第42条第1項の規定により設置する大学等連携推進評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営について定める。

(設置の目的)

第2条 本法人の業務実施状況の評価や法人運営に対する意見具申を行う評議会を設置し、本法人に対する多様な意見を把握のうえ、法人運営や事業等に反映することを目的とする。

(評議会の構成)

第3条 評議会は、学識経験者、産業界関係者、その他の関係者をもって構成する。

2 評議会の構成員（以下、評議員）は、20名以内とする。

(評議員の選任)

第4条 評議員は、理事会において前条第1項に掲げる者の中から候補者を選定したうえで、総会において選任する。

(評議員の任期)

第5条 評議員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(評議会の開催)

第6条 評議会は、年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集者)

第7条 評議会は、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2 評議員は、代表に対し、評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議会の招集を請求することができる。

3 代表は、前号の場合、その請求から2週間以内の日を開催日とする評議会を招集しなければならない。

4 代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、副代表が評議会を招集する。

(招集通知)

第 8 条 評議會を招集するときは、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、評議員に対して通知しなければならない。

2 代表は、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

(評議会の議長)

第 9 条 評議会の議長は、評議員の互選により議長を定める。

(定足数)

第 10 条 評議會は、評議員の 3 分の 2 の出席がなければ開くことができない。

2 評議會に出席できない評議員は、議長宛に委任状を提出することができる。この場合委任した評議員は出席したものとみなす。

(評議会の決議方法)

第 11 条 評議會に付議された事項は、評議員の過半数が出席し、出席した評議委員の過半数の議決権をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 評議員は、テレビ会議、電話会議またはインターネットを介した会議方式(以下「テレビ会議等」という。)を利用して、評議会の審理及び決議に参加することができる。評議員がテレビ会議等を利用して評議会の審理及び決議に参加した場合、当該評議員は、前条の定足数に算入する。

3 議長は、やむを得ない理由により評議會が開催できない場合、事項の概要を記載した書面を評議員に送付し、意見を徴取又は賛否を問い、その結果を持って評議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第 12 条 評議會が必要と認めるときは、本法人の役員及びその他関係者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(評議会の陪席)

第 13 条 評議會には、本法人の役員及びその他関係者が陪席することができる。但し、議長が必要と判断した場合には、事務局を除き、非公開にすることができる。

(議事録)

第 14 条 評議会の議事については、事務局が議事録を作成する。

2 事務局は、第 1 項の議事録に基づき、直近に開催される理事会へ開催状況を報告する。

(議事録の配付)

第 15 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第 16 条 評議会は、次に掲げる事項について、総会及び理事会に意見を述べることができる。

- (1) 業務の実施状況に係る評価及び検証に係る事項
- (2) 基本方針や事業計画に関する事項
- (3) 事業内容や運営に関する事項
- (4) その他評議会が必要と認める事項

2 本法人は、法人運営にあたり、前項の評議会の意見を尊重する。

(運営)

第 17 条 評議会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

(秘密保持)

第 18 条 評議員は、評議会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

2 評議員及び関係者は、評議会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

(細則)

第 19 条 この規則の実施に関し必要な事項は、評議会の決議を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 20 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和 2 年 9 月 25 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。